

## 総量削減計画改訂調査

49百万円(30百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

### 1. 事業の概要

自動車NOx・PM法では、平成22年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準をおおむね達成することを目標としている。関係8都府県においては、自動車NOx・PM総量削減計画が作成され、同年度までを計画期間として、各種施策が総合的に進められている。

本調査においては、これまで、過年度の自動車NOx・PM排出量、環境基準達成状況等を踏まえ、総量削減施策の進捗状況を評価している。加えて、平成22年度は、計画期間の最終年度に当たることから、総量削減計画の見直しに資するよう、平成22年度及び将来年度における排出量の算定を実施し、追加施策の検討を行う。

### 2. 事業計画

項 目	H21	H22	H23
総量削減計画改訂調査(H14～)			→
うち、将来排出量推計及び追加施策の検討		→	

### 3. 施策の効果

総量削減計画の目標である二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成に資する。

# 総量削減計画改訂調査

目標：平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準のおおむね達成  
(自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく総量削減基本方針)  
対策地域内都道府県：窒素酸化物総量削減計画の策定義務  
(8都府県) 粒子状物質総量削減計画の策定義務  
(自動車NO<sub>x</sub>・PM法第7条・第9条)

8都府県にて策定した総量削減計画の進捗状況の把握  
及び評価のための基礎資料の収集・整備

環境基準の達成状況及び評価  
自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出状況 等

総量削減施策の  
評価

自動車NO<sub>x</sub>・PM排出量の当該年度及び将来  
年度における排出量の算定、追加施策の検討

計画の見直し

(注)  は平成22年度新規事項